

狭山市親世帯安心同居・近居補助金交付申請書

狭 山 市 長

申 請 者

住所

氏名

電話番号

狭山市親世帯安心同居・近居補助金の交付を受けたいので、狭山市親世帯安心同居・近居補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額

金

円

2 世帯構成

子世帯	住 所	狭山市		電話番号	
	E-Mail				
	世帯主	(歳)	世帯員	(歳)	
	世帯員	(歳)	世帯員	(歳)	
	世帯員	(歳)	世帯員	(歳)	
	世帯員	(歳)	世帯員	(歳)	
親世帯	住 所	狭山市		電話番号	
	世帯主	(歳)	市内居住年月日	年 月 日	
	世帯員	(歳)	世帯員	(歳)	
	世帯員	(歳)	世帯員	(歳)	
	世帯員	(歳)	世帯員	(歳)	

3 同居・近居の区分等

同居・近居の別	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 近居	
子世帯の転入日	年 月 日	転入前市区町村	

4 住宅の取得状況

住宅の所在地			
住宅の所有者			
住宅の取得区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 増改築	住宅の形態	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> マンション	住宅の延床面積 (居住部分)	m ²
住宅の取得費用	金 円	登記年月日	年 月 日
建築確認検査済証	年 月 日 第	号	
建築確認済証交付年月日	年 月 日		

5 意思確認（子世帯）

（チェックしてください）

 自治会に加入します。 狭山市に5年以上居住します。

6 添付書類

別添のとおり

(補助金交付申請に必要な書類)

チェック欄	NO.	添付書類名等
	1	補助対象世帯員の住民票 →狭山市役所市民課、各地区センター（入間川・狭山台・堀兼・新狭山・奥富・柏原・水富）、入曽地域交流センター、各サービスコーナー（水野・広瀬）で発行しています。また、マイナンバーカードをお持ちの場合は、コンビニ交付サービスもご利用いただけます。
	2	子世帯と親世帯が親子関係にあることが分かる書類 →子世帯の戸籍謄本を提出してください。（本籍地で取得）
	3	補助対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し等、新築、購入又は増改築に要した費用及び契約の当事者が確認できる書類 →増改築の場合は、工事の内容が確認できる書類も合わせて提出してください。
	4	補助対象住宅の全部事項証明書（法務局で取得） →「土地」ではなく、「建物」の全部事項証明書が必要です。 →増改築により、床面積に変更があった場合は、変更後のものを提出してください。
	5	建築基準法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（新築の場合のみ） →契約事業者からの納品物に含まれているケースが多いので、そちらをご確認ください。 →検査済証が存在しない場合は、市役所建築審査課において「建築計画概要書の写し」並びに「処分等の概要書の写し」を入手してください。
	6	狭山市親世帯安心同居・近居補助金誓約書兼同意書 →必ず申請者の名前と一致させてください。
	7	補助対象世帯員の「滞納なし証明書(未納の徴収金がないことの証明書)」 →狭山市役所市民課、各地区センター（入間川・狭山台・堀兼・新狭山・奥富・柏原・水富）、入曽地域交流センター、各サービスコーナー（水野・広瀬）で発行しています。

年 月 日

狭山市親世帯安心同居・近居補助金

誓約書兼同意書

狭 山 市 長

申 請 者

住 所

氏 名

電 話 番 号

私は、狭山市親世帯安心同居・近居補助金を交付申請するにあたり、狭山市親世帯安心同居・近居補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項及び第4条に掲げる補助金の交付要件を満たすことを誓約するとともに、満たさないこととなったときは、速やかに報告することを誓約します。

なお、補助金の交付日から起算して5年間、市が居住状況及び納税状況を確認するために、補助対象世帯員全員の住民基本台帳及び納税情報について調査することに同意します。

また、要綱第10条第2項及び第3項の規定により、市から補助金の返還請求があった時は、その内容に基づき、受領した補助金を返還します。